

習志野市生活保護・中国残留邦人等支援事務処理システム

仕 様 書

平成30年12月

習志野市健康福祉部生活相談課

仕 様 書

1. 本件業務

本仕様書に基づく次の電算処理システムの導入業務とする。

電算処理システムの名称は、「習志野市生活保護・中国残留邦人等支援事務処理システム」(以下「事務処理システム」という。)とする。

2. 設置場所

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市役所市庁舎3階 情報政策課 サーバー室

※運用 習志野市役所市庁舎1階 生活相談課 執務室

3. 担当課

習志野市健康福祉部 生活相談課

4. 支払条件

運用保守業務、連携業務を除く賃貸借及び運用保守に係る経費は、月額払いとする。連携業務については、業務完了後、一括払いとする。請求書を受領した日から30日以内に支払う。

5. 委託内容

(1)事務処理システム賃貸借業務

(2)事務処理システム運用保守業務委託

(3)データ移行業務委託

(4)住民情報システム連携業務委託

(現行システム:株式会社日立システムズ ADWORLD)

(5)滞納管理支援システム連携業務委託

(現行システム: CDC 情報システム株式会社 DEFAULTER 及び NOPR)

各業務の仕様に関しては、本仕様書および各業務の「特記仕様書」によるものとする。

6. 目的

習志野市(以下「本市」という。)(以下「事務処理システム」という。)は、現行の事務処理システムが平成26年から稼働しており、平成31年3月31日で契約期間が満了となる。

生活保護事務の中で、現業業務担当では開始変更処理における複雑な計算、医療担当では各種医療券発行に機械的な作業及び台帳への転記、経理担当では支給処理・経理状況集計・債権管理、統計担当では被保護者調査、全国一斉調査、その他の集計作業等の膨大な事務処理があり、これらの内部的事務処理についての電算業務の効率化、迅速化及び適正化を図る為に、先進的なシステムの導入を行う。

尚、本件システム開発については経費削減、納期を考慮し、同規模以上の自治体において導入実績のあるパッケージシステムを母体として、本市の業務に合わせてカスタマイズを行う。

また、生活保護法の基準により運用される「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した

中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援に関しても生活保護法とあわせて管理を行っているため、同様に管理の可能なシステムを導入する。

7. スケジュール

システム賃貸借(ハード保守含む):2020年1月1日～2024年12月31日

システム保守:2020年1月1日～2024年12月31日

データ移行業務:契約締結日～2019年12月31日

住民情報システム連携業務:契約締結日～2019年12月31日

滞納管理支援システム連携業務:契約締結日～2019年12月31日

8. 開発業務の範囲

①システムの導入作業

システムに係るソフトのインストール・環境設定を行うとともに、稼働のために必要なハードウェア機器及びソフトウェア等の調達・据付調整、設置を行うこと。

なお、システムの構築・稼働のために必要なパッケージソフトや各種ミドルウェア等に関しては、そのライセンス取得を行い、本システムとともにインストール・設定を行うこと。この際に取得する各種ソフトウェア一式については、購入のうえ調達すること。

なお、初期セットアップ時、バージョンアップ時には、保守範囲での対応を行うこととする。

②ハードウェアの調達・設定・設置

本市指定の要件を満たすハードウェアを調達、システムを設定し、指定の場所に設置する。調達する機器に関しても、賃貸借経費に含めるものとする。

③データ移行

移行作業については、現行の事務処理システム(現行システム:北日本コンピューターサービス株式会社 福祉総合システム ふれあい)よりテキスト形式もしくは CSV 形式等でのデータと、ファイルレイアウト、コード表の提供を行う。受注者は必要に応じて提供を受けたデータを変換し、システムに移行すること。

移行対象情報は、下記のものとするが、必要に応じて他のデータについても移行を行う。

- 1)相談情報
- 2)保護決定データ(被保護者、程度情報)
- 3)調査履歴情報((生活保護法(以下「法」という。)第29条、扶養義務、戸籍、検診命令)
- 4)医療扶助データ(医療券情報(履歴含む)、要否意見書)
- 5)介護扶助データ(介護券情報(履歴含む))
- 6)経理データ(各種扶助費振込データ、返還金データ法第63条、法第77条、法第78条、過支給))
- 7)共通マスタ情報(医療機関、業者等)
- 8)上記に関する、中国残留邦人等データ

④外字データ作業

本市で利用している外字情報をシステム上で利用可能とすること。

外字ファイルは本市より提供する外字情報の取込みを行い、またその表示・印刷ができるものとする。
文字コードは UNICODE とする。

⑤他システムとの連携

本市住民情報システムへのマイナンバー業務の副本登録情報の提供を行うこと。また、管理する宛名データ等の取込みを行うこと。

本市滞納管理支援システムからの滞納情報データ等の受取りを行うこと。また、同システムへの返還金の賦課、収納情報等の提供を行うこと。

上記の業務は2020年1月1日のシステム導入時に運用を開始することとする。また、今後上記のシステムが入替となった際には、随時対応が可能であること。

宛名データに対し、生活保護番号が複数存在する場合は、本市により名寄せ作業を行う。

⑥操作教育

システム稼働に先駆けて、受注者はシステム管理者・担当者向けの操作教育を実施すること。なお、操作説明者は保守業務を担当する SE によって行われること。ケースワーカーについては業務上一斉の操作教育が困難であるため、複数回の操作教育を実施すること。また、各業務についてのマニュアルを作成し、提供すること。

⑦本番稼働支援

本番稼働を円滑に行うために、各業務における初回のバッチ作業については、立会い作業を実施すること。

⑧カスタマイズ作業

本市要件に対してパッケージシステムの標準機能で実現ができない場合は、カスタマイズにて対応を実施すること。

カスタマイズした場合においても、法改正等の対応が円滑に行われること。

9. 保守対応

保守に関しては、土曜、日曜、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く平日の対応とする。
ただし、緊急時は本市と協議のうえ保守時間外であっても対応することとする。

受託者は、緊急時の対応のために、通常の保守対応時間外にも連絡可能な手段を提示すること。なお、初期セットアップ時、バージョンアップ時には、保守範囲での対応を行うこととする。

また、稼働開始後5年間に関しては、システムの不具合対応や機能向上がサポートされているものとする。稼働開始日は本格稼働日である2020年1月1日とし、その日から5年間をサポートの補償期間とする。

(1)システム保守

平日の8時30分から20時00分までの対応とする。

通常はヘルプデスクでの対応で差支えないが、現地での作業が必要な場合は早急に対応すること。

(2)ハードウェア保守

平日の8時30分から17時15分までに、当日の訪問修理を受けられるものとする。

10. 基本仕様

- (1)受注者はシステムを総合的に管理し、機器導入、データ移行、導入後の運用支援、システム保守までを行うこと。
- (2)本業務の実施にあたっては、本仕様及び別記特記仕様書のとおり行うこと。
- (3)システム導入の主担当には、生活保護・中国残留邦人等支援業務に関する知識を有すること及び導入するシステムの運用経験を有する SE があたり、原則としてシステム稼働後も引続き管理運用の担当となること。稼働後、担当 SE が変更になる場合は、前任者と同程度の知識と経験のある者を後任とし、十分な引継を行うこと。
- (4)受注者は、導入後に受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合、または、企画提案書及び機能要求書への回答により確認される機能が満たされていない場合、速やかに訂正、報告、その他の処理を行うこと。
- (5)本業務の実施にあたって提供・貸与された資料について、受注者は資料の破損、紛失、盗難、流出等の事故がないように慎重に取扱うこと。
- (6)受注者は、この業務の実施にあたっての個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- (7)受注者は、発注者の承認を得ずに本業務の全部または一部を第三者に再委託しないこと。
- (8)コンピューターウイルス対策、バックアップ、運用保守に関しては万全を期すこと。
(バックアップデータに関しては、定期的に外部メモリの形態でシステムデータを含めたバックアップデータを作成し、受託者社内等、本市庁舎外に保管可能であることが望ましい)